一般社団法人日本発達心理学会 入会・退会・除名細則

2011年6月18日 制定

改正 2014年3月20日

2016年9月25日

2017年3月24日

2020年 9月 6日

(目 的)

第１条 この細則は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」(以下、「定款」という)第６条第１項、第８条第１項及び第９条第１項に基づき、本会への入会、退会及び除名の方法を定めることを目的とする。

(入会に必要な事項)

第２条 入会に必要な事項は次の事項とする。（ \*は必須事項）

(1)　氏名\*、フリガナ\*、ローマ字表記\*

(2)　性別\*

(3)　生年月日\*

(4)　入会年度\*

(5)　会員種別\*

(6)　所属先\* (役職名\*、所在地を示す)

(7)　自宅住所\*、電話番号、FAX 番号

(8)　連絡先 E-mail\*

(9)　関心領域\*

(10) 最終学歴\* (予定も含む)

(11) 郵送物送付先\*

(入会申請)

第３条 入会希望者は、第2条の事項を、「郵送」あるいは「ウェブ入会システム」により日本発達心理学会会員管理事務局(以下、「会員管理事務局」という)に伝達して、入会申請をする。

２　郵送の場合には、入会に必要な事項を所定の「入会申込書」に記入し、会員管理事務局へ送付する。

３　ウェブ入会システムの場合には、第２条の事項を、本会のウェブ「オンライン入会申込」

(http://www.jsdp.jp/contents/base/nyukai.html)を使って入力し、送信する。

４　入会申請にあたっては、定款第7条第2項に定められた年会費を納入する。納入方法は、「会費納入細則」に基づいて行う。

(入会通知)

第４条 会員管理事務局は、定款第６条第１項に定めた理事会の承認を得て会員となった者に対して、会員番号等を記載した「入会通知」を発行する。

(退会方法)

第５条 退会希望者は、会員管理事務局へ所定の「退会願」を郵送あるいは FAX、E-mail にて提出する。

（退会・除名・再入会）

第６条 退会しようとする会員は、申し出る年度までの会費を納入した後、理事会の承認を得て退会することができる。

２　申し出る年度までの会費を未納の場合は、理事会の承認を得て、除名となる。

３　３年連続して会費を未納の場合には、理事会の承認を得て、除名になる。

４　除名した会員が再入会する場合には、未納の会費を納入した後でしか再入会できない。

(資格の喪失)

第７条 会員は、次の事由によってその会員資格を喪失する。

(1) 退会が承認されたとき

(2) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき

(3) 除名されたとき

(4) 学会が解散したとき

(改 定)

第８条 この細則の改定は、理事会で承認を得るものとする。